従業員の個人市・県民税は、給与天引きで

特別徴収　平成27年度から県内全市町一斉に完全実施します

事業主は原則、法人・個人を問わず、雇用している全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収（給与天引き）しなければなりません。そこで平成27年度から、県内全市町一斉に、特別徴収を完全実施することになり、本市では完全実施に向けて段階的に取り組みます。

特別徴収の仕組み

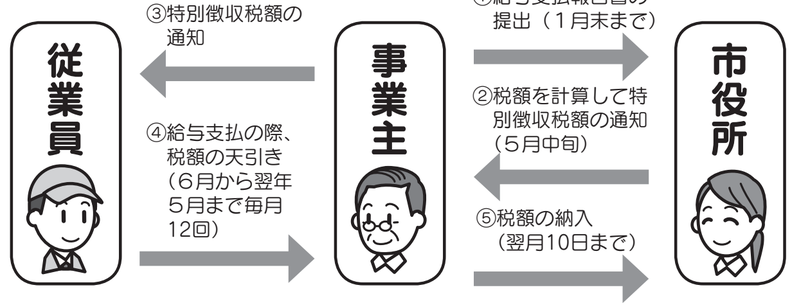

◇特別徴収…事業主が従業員の給与から税額を天引きし、従業員の住所がある市町村に納める方法
◇普通徴収…個人が納付書や口座引き落としで納める方法

従業員の個人市・県民税は給与から天引きし事業主が納入を

特別徴収とは、給与支払者である事業主が、毎月の給与の支払いをする際に、従業員の個人市・県民税を給与天引き（特別徴収）して、翌月の10日までに市へ納入する制度で、地方税法ならびに条例で事業主の義務として定められています。特別徴収の対象となるのは、①1月1日現在、市内に住んでいて、②前年中に給与の支払いを受け、かつ③4月1日に給与の支払いを受けている従業員。パート、アルバイト、役員なども含みます。なお税額は、1月末までに事業主が市に提出する「給与支払報告書」を基に算出します。

事業主は特別徴収への切り替えを

従業員が自ら個人市・県民税を納入（普通徴収）している事業主は、年度途中でも「特別徴収への切替依頼書」を市に提出すれば特別徴収に切り替えることができます。

自分で個人市・県民税を納入している従業員の皆さんは、特別徴収への切り替えを勤務先に相談してください。

平成25年度の財政の健全性をチェック！

平成25年度の財務書類（普通会計）と健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

健全化判断比率・資金不足比率から

比率名（用語説明）	平成25年度（平成24年度）	数値の説明	早期健全化基準（財政再生基準）
①実質赤字比率（一般会計などの実質赤字額は収入のどれくらいか）	該当なし（〃）	決算は黒字	11.25%以上（20%以上）
②連結実質赤字比率（市の全会計の実質的な赤字は収入のどれくらいか）	該当なし（〃）	決算は黒字	16.25%以上（30%以上）
③実質公債費比率（借金返済に充てた額は収入のどれくらいか）	7.8%（8.3%）	市債残高減少による償還額減により改善	25%以上（35%以上）
④将来負担比率（将来負担すべき負債は収入のどれくらいか）	60.9%（67.9%）	退職手当負担見込額などの減少や、基金の取り崩しを抑制したことなどにより改善	350%以上（設定なし）
⑤資金不足比率（企業会計の資金不足額は事業規模のどれくらいか）	該当なし（〃）	９会計全てで資金不足なし	【経営健全化基準】20%以上

※①から④のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画の策定が必要。
⑤が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画の策定が必要

財務書類（普通会計）から

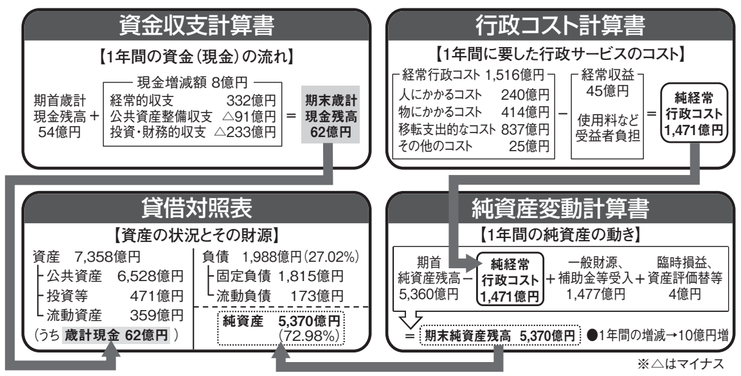

※△はマイナス

【貸借対照表】25年度末の資産が7358億円、その財源として将来世代の負担である負債が1988億円、過去・現世代の負担である純資産が5370億円となっています。

【行政コスト計算書】1年間に要した資産形成に結びつかない行政サービスのコストは、経常行政コストが1516億円、それに対して使用料・手数料など受益者負担の経常収益が45億円、差し引きの純経常行政コストが1471億円となり、市税や国・県などの補助金で賄われています。

【純資産変動計算書】過去・現世代が負担した25年度末の純資産は、5370億円で、24年度末から10億円増加しています。

【資金収支計算書】1年間の資金の増減について、25年度末では現金残高が62億円となり、24年度末から8億円増加しています。

！データから分かること

財務書類からは、コスト削減や財源確保に努め、将来世代へ過度な負担を残さず資産形成したことが分かります。健全化判断比率からは、市債償還を進め、将来世代への負担が軽減されたことが分かります。厳しい社会経済情勢の中、健全な財政運営が維持できています。

お問い合わせは、政課☎948-6326・FAX934-1803へ財

強化対象事業所を指定し、段階的に特別徴収を実施

特別徴収完全実施に向けて本市では平成27年度、従業員数10人以上の事業所を「強化対象事業所」に指定し、特別徴収を実施します。ただし、市内に居住している従業員だけでなく、県内他市町に居住している従業員がいる事業所（重複事業所）で、県内他市町で特別徴収になる場合は、従業員数に関わらず、強化対象事業所として指定されます。

強化対象事業所には、12月上旬に実施予告通知を送付します。ただし、この予告通知は平成26年度の給与支払報告書を基に送り、正式な強化対象事業所の従業員数は、平成27年度の給与支払報告書を基に判断します。それにより特別徴収の対象となった事業所へは平成27年5月中旬に「特別徴収の税額決定通知書」を送付します。よって、実施予告通知なしに特別徴収となる場合があります。

なお平成27年度以降の従業員数による強化対象事務所は左記のとおりです。

【強化対象事業所】

平成27年度…従業員数10人以上の事業所
平成28年度…従業員数５人以上の事業所
平成29年度…従業員数３人以上の事業所
平成30年度～…従業員数２人以下、未実施の事業所
※従業員数は、市に提出した給与支払報告書の報告人員から退職者（予定も含む）および「乙欄」該当者を除いた人数

特別徴収できない場合は普通徴収への切り替えを

特別徴収できない従業員がいる場合、平成27年度から事業主は給与支払報告書と併せて、普通徴収への切替申請書の提出が必要となります。普通徴収は次の理由であれば認められます。

◆普通徴収が認められる要件
・給与の支払い期間が不定期
・給与が少ない（支払総額年間96万5000円以下）
・5月末までに退職（予定も含む）
・他の事業所で特別徴収される、普通徴収として取り扱う給与支払報告書の「乙欄」該当者

特別徴収 Q&A

Q. 特別徴収は必要ですか？従業員から普通徴収にしてと言われますが…

A. 地方税法で特別徴収が義務付けられていますので、従業員個々の希望で普通徴収を選択することはできません。

Q. 特別徴収のメリットは？

A. 普通徴収は納付回数が年４回であるのに対し、特別徴収は年12回で、１回当たりの納付額が少なくて済みます。また、事業主は所得税のように税額を計算する必要がありません。

Q. 特別徴収に切り替える場合、従業員が事業主や市に手続きする必要がありますか？

A. 従業員の皆さんが直接手続きを行う必要はありません。手続きは事業主と市が行います。

Q. 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが？

A. 従業員の希望で普通徴収を選択することはできませんが、給与所得以外の所得に係る個人市・県民税は、申告時に希望すると普通徴収で納付することができます。

Q. ２カ所以上の事業所に勤務している場合は、どこから特別徴収されるのですか？

A. 原則、前年の給与収入額が最も大きい事業所から特別徴収されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況などを確認した上で、市がどの事業所から特別徴収するかを決定します。

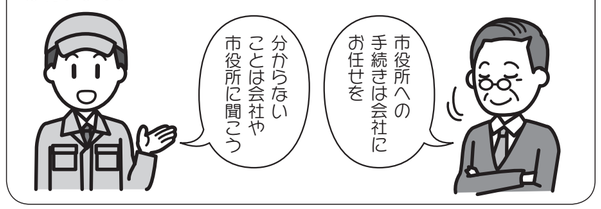

お問い合わせは、市民税課 ☎948-6290・FAX934-1802へ

平成27年度から 軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正を受け、市税賦課徴収条例を改正しましたので、平成27年度から軽自動車税の税額が変わります。また四輪以上および三輪の軽自動車は平成27年4月1日以降に新規登録を受ける新車の税額と、グリーン化推進のため新規検査から13年を経過した車両の税額が変わります。

【四輪以上および三輪の軽自動車】

車種（軽自動車）			税額（年）⑴現行税額	⑵新税額	⑶13年経過
軽三輪（排気量660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上（排気660cc以下）	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

【原動機付自転車および二輪車など】

車種		税額（年）平成26年度まで		平成27年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下（ミニカーを除く）	1,000円	⇒	2,000円
	排気量50cc超え90cc以下	1,200円	⇒	2,000円
	排気量90cc超え125cc以下	1,600円	⇒	2,400円
	ミニカー（排気量50cc以下）	2,500円	⇒	3,700円
軽二輪	排気量125cc超え250cc以下（ボートトレーラー等の二輪の被けん引車含む）	2,400円	⇒	3,600円
小型特殊作業車	農耕作業用（コンバインや田植機などで乗用装置のあるもの）	1,600円	⇒	2,400円
	その他（フォークリフト、ショベルローダーなど）	4,700円	⇒	5,900円
小型自動二輪	排気量250ccを超えるもの	4,000円	⇒	6,000円

「⑴**現行税額**」＝平成27年３月31日以前に新規登録を受けた車両。ただし平成28年度課税分から「⑶＝**13年経過**」に該当する場合があります。
「⑵**新税額**」＝平成27年４月１日以降に新規登録を受けた車両
「⑶**13年経過（重課）**」＝新規登録から起算して13年を経過した車両。（平成28年度課税分から）ただし電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引自動車を除きます。

【以下の日に新規登録を受けた車両】
・平成27年３月31日まで＝⑴現行税額
・平成27年４月１日＝⑵新税額
・平成27年４月２日以降＝平成27年度の軽自動車税は課税されず、平成28年度課税分から⑵新税額に

※新規登録＝初めて車両番号の指定を受けること（自動車検査証の「初度検査年月」が該当）

お問い合わせは、市民税課☎948-6302・FAX934-1802へ